下水道使用料等の改定

境港市公共下水道条例等の改正により、公共下水道使 用料および弥生下水処理施設使用料が下記のとおり改定 されます。

新料金の適用開始時期

◇奇数月請求の地区

5月請求分(4・5月分)

◇偶数月請求の地区

6月請求分(5·6月分)

●料金表

(2カ月当たり、税込み、円)

使用料区分(汚水量)		旧	新
基本 使用料	20 ㎡まで	2, 122	2, 414
超過 使用料 (1 mi当り)	20 超~ 40 ㎡	157. 50	178. 50
	40 超~ 100 ㎡	201. 60	
	100 超~ 200 ㎡	259. 35	
	200超~1,000㎡	304. 50	据置
	1,000超~2,000㎡	317. 10	
	2, 000 ㎡超	328. 65	

※ 40 ㎡超の超過使用料は現行のまま据置きます。

●使用料(2カ月分)**の例**

20 m以下の場合

2,414円 (292円増)

30 mの場合

4,199 円 (502 円増)

40 mの場合

5,984 円 (712 円増)

40 ㎡を超える場合

(すべて 712 円増)

●問合せ先

下水道課普及係(☎45-5656)

チャーター便で行く マカオ・香港・深圳4日間

米子空港の滑走路延長記念の第2弾として、3月にチャ ーター便が運航されます。

3連休を利用して世界遺産の街「マカオ」、世界三大夜 景の街「香港」、発展都市「深圳」へ!

- ●と き 3月19日(金)~22日(月・祝)
- ●行 先 マカオ・香港・深圳

(コースによって行先が異なります)

- 申込み期限 2月19日(金)
- ●旅行代金 98,000 円~ 168,000 円

※別途、燃油サーチャージ、

現地空港税等が必要です。

- ●申込み先 主要旅行会社
- ●問合せ先

㈱農協観光鳥取支店

(25 0857 - 26 - 0602)



各 種 手 当

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちの人は、手 続きの際にご持参ください。

※すべて所得制限があります。

【特別児童扶養手当】

●対 象

身体や知的、精神に障がいがあり、日常生活で常に 介護を要する20歳未満の児童を養育している人

●手当額(月額1人当たり)

◆重度障がい児 50,750円

◇中度障がい児

33,800 円

●申請に必要なもの

戸籍謄本、住民票(世帯全員)の写し、診断書(所 定のもの)、印章

【特別障害者手当】

●対 象

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を 要する 20 歳以上の在宅の人

- **●手当額**(月額) 26,440 円
- ●申請に必要なもの

診断書(所定のもの)、印章、所得状況届、前年の年 金受給額が分かるもの

【障害児福祉手当】

●対象

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要す る 20 歳未満の在宅の人

- ●手当額(月額) 14,380円
- ●申請に必要なもの

診断書 (所定のもの)、印章、所得状況届

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当は、併給が可能 です。

●申請・問合せ先

福祉課福祉係

(25 47 - 1121)

図書館の休館

市民図書館では、図書整理のため次の期間を休館 します。

●期 間 2月18日(木)~28日(日)

※28日(日)は月末休館日です。

●問合せ先 市民図書館

(2 47 - 1099)